

第 152 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 5 年 7 月 19 日（水）10：30～15：11

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、中野昌子内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 5 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 16：特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充（総務省、厚生労働省、経済産業省）>

（大橋部会長）現行の制度の中では、この提案は難しいということは重々承知しているが、基本的な認識として、今、いろいろ地方活性のための手段はあるが空振りが多く、実際には用いられず閑古鳥が鳴いているような仕組みが多い。このような中で、この特定地域づくり事業協同組合は、令和 2 年時点で組合が設立された地方公共団体が 5 団体だったものが今や 90 団体にまでなったということで、非常に発展可能性があり、地方からもこれはぜひやって地域を活性化したいという意向があるため、なるべく後支えしたい。ただし、こちらも違法措置をゴリ押しするつもりはないが、現行でそのままではいろいろな問題があるため、いろいろな条件をつけながら折り合うところを探っていきたいというのが基本的なスタンスだ。

最初にまず、厚生労働省からいただいた回答について、建設業務への労働者派遣の問題点は理解している。ただし、その中で建設業労働者就業機会確保事業という事業があり、これは契約を結んで、一定の担保措置をきちんと取って労働関係の安定などを確保するというもののように見受けられる。この事業を例にアイデアを出していただいて、こういうものを付加すれば建設業務への労働者派遣ができるのだという案を出していただきたい。先ほど、林野庁の事業紹介があったが、これに準拠するような形で何か案を出していただきたい。雇用関係の不明確や不当な支配ということをきちんと排除し、対外的に説明できる仕組みがビルトインされていればよく、何か条件が要るということだと思う。そのため、9 月に二次ヒアリングを行う際には、何かしら条件を付加した具体的な提案、概念論とか仕組み論ではない具体性のあるものを出していただきたいと考えているが、いかがか。

（厚生労働省）建設業務労働者就業機会確保事業は、全部が建設業者を対象とした事業で、もともと建設業には雇用管理について責任を持たせるべく他の産業より厳しい特別の規制がかかっており、そうした環境下で大臣の認定を受けた団体の中の構成事業主が個別に大臣の許可を受けて労働者を送り出すので、かなりがっちりとした仕組みだ。ただ一方で、既に認められている、実施ができる仕組みとして、林野庁の事例として紹介した能力開発の一環としての研修、職業能力開発研修などがあり、これは座学だけではなく OJT 的に仕事をするものも当然含まれる。そのため、御提案頂いた方々の御趣旨もよく承って、個別にどういう形でできるのかというところは我々もよく御相談させていただきたい。

（大橋部会長）建設業務労働者就業機会確保事業については、雇用事業の仕組みを、ゼロベースから建設労働者の雇用の改善に関する法律の中でいろいろ立てつけを造ったものであり、これぐらいの厳しい規制は必要だと思う。しかし、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律という法制度がある下で、そこにワンクッション、つまり、既存の制度により管理できている部分があるところにあとは何を加えるかという話であるため、是非、現実的なプラスアルファを考えていただきたい。

（厚生労働省）私どもも全国ベースで、あるいは産業全体を見たときにどういうルールを設けなくてはいけないかという観点は維持しつつも、地域の仕組みの中でどういう工夫ができるのか、どういうふうにすれば提案団体がやりたいと思っていることが実現できるのか、どういう知恵を絞っていけるのか、という観点で説明をさ

せていただいた。

希望が持てるというか、ベースになるのは、この建設業務労働者就業機会確保事業よりも、むしろ職業能力開発研修の方が柔軟に活用できるのではないかと思う。これを在籍出向という形で整理をするために、どのような要件を具備すればいいのか。1つ、2つか分かりませんが、付加的なものを、あまり過度なものではないけれども、しかし最低限のものを担保するというような発想で、どのようなものを何個か付け加えれば、全国的な制度とこの要望とがうまく両立するのかという観点から検討をして、いろいろと相談もさせていただきながら進めていきたい。

(大橋部会長) それで進めていただきたい。

次に、2番目の員外利用の制限という問題で、経済産業省から御説明いただいたが2万8000全部の組合を対象とした見直しをこの機会にしてほしいとかということではなく、念頭になるのは、特定地域づくりの組合という仕組み下においての見直しである。総務省はこの組合が地域内で、事業者を発掘しろというけれども、提案団体が頑張っても事業者を発掘しても、それでも農業中心の地域では限界があるということである。そのときに、例えば地元の市町村が組合を支援したい、支援してでも組合を維持したいということを考えたときに、市町村は組合員になれないという限界があるが、このようなときに市町村が組合に入れるような仕組みはどうか。この協同組合制度を前提としながら、市町村のような事業者が特定地域づくり事業協同組合を利用する場合について特例的に認めるというようなことをしていただくと、他の組合への波及はないと思うが、いかがか。

(経済産業省) いろいろ広く議論すると、経済産業省は、地域づくり事業を実施する事業体の組織が事業協同組合でなければいけないという立場は取っていない。もともとの地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が、組織法制として事業協同組合を使った上で、その次の認定ということをやっている。なので、その元の組織法制を直してほしいと言われてしまうと2万8000全部の組合を対象とした話になってしまう。特定地域づくり事業を行う主体として事業協同組合ではないほかの組織体制の可能性もあるのかという議論をされるのであれば、我々としてそれをどうこう言うつもりはない。しかし、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律にも書いてあって、事業協同組合ではないほかの組織法制が主体になれない立付けになっているので、事業協同組合の組合員として自治体が入れるかどうかというのは、中小企業等協同組合法において中小企業者の定義を変更することになってしまう。したがって、我々の制度を土台にされ、その制約との関わりをどう考えるかは、特定地域づくり事業をどうしたいのかという観点からの立法技術的あるいは政策的な選択肢となる。

(大橋部会長) 普通の議論だと法律が前提にあって、その法律の下で何ができるかというのを皆さんと議論するのだが、この提案募集というのは、法律の改正まで視野に入れて、もし法律改正が必要であるということであれば、個別に法律の改正手続を取らなくても、一括法案という形で全部まとめて改正手続を行うことができる。ただ、法律改正なのか、政令、省令の改正で済むのか、通知の発出など運用で済むのかというのはそれぞれの御提案の中身と主務官庁のスタンス次第だ。なので、提案を実現した場合に、定義とか法律の一部を書き換えないとこの提案を実現する仕組みにはならないということであれば、その一部修正なり、改正も含めての検討をお願いした上で、提案実現の可能性はいかがかという問いかけだ。

(総務省) 経済産業省がおっしゃっているのは、組合の制度そのものはいろいろ総合的なことで決まっていて、それは様々な組合がある中で、そのうちの1つを特定地域づくり事業に活用しているというのがこの特定地域づくり事業協同組合のフレームワークで、活用する際にももとの制度に例えば何か特例をつくるか、そういう話は特定地域づくり事業の考え方のほうから整理してくださいということをおっしゃっているのだと思う。そうなると、総務省としてこの特定地域づくり事業をどうするかということになるので、そこは経済産業省と連携しながら進める話になるかと思う。

(大橋部会長) 総務省と経済産業省のどちらで提案への方策を手当ていただくかは、こちらは全く決めるつもりはない。この提案で、員外利用について制度的なネックがあり、それを解決するための必要最小限の改正をするということであれば、どのようなアイデアがあるかということ、9月の二次ヒアリングまでに御検討いただきたい。

(総務省) まず、どういう需要があるかは、少し丁寧にお伺いしたいなと思っている。何がどういうふうの実需の中で困っていらっしゃるかということをお伺いできれば、それに向けてどういう対応ができるかというのはこちらとしても検討し得る。ただし、今のところそこまでのやり取りをさせていただいているわけではない。また、今回の提案に関してそれぞれ抱えていることを対応しようとする、これは大きな制度改正になるので、

法律なりなんりの改正が必要になる。そこまでやるのか、求められていることの目的を達するためにほかに手段があるのかというのは提案団体とやり取りする中で検討させていただきたい。

(大橋部会長) 是非、二の矢、三の矢、いろいろオプションを出していただきたい。必要に応じて提案団体等に意見を聞いていただくことは可能だが、各省と提案団体だけでなく、事務局同席の下でいろいろ聞いていただいて、何か方策を出していただきたい。

最後に、3番目の組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣について、これは決して区域外へ出ていくことをメインにしていない。ただ、組合の地区内の地域を維持していくには、いかんせん閑散期にはあまりに仕事がなく組合が維持できないという問題があるので、やむを得ず区域の外に出ていきたいということである。例えば2つの地域づくり事業協同組合があって、片方は農業がメインで冬は暇だけれども、片方はスキー場があって、冬は忙しいのというような場合に、この2組合の間で補完的に行き来するということがいかがか。

本件に関しては、2つあって、1つは区域外へ出ていくのは決してメインにしないが、特例的に区域外の事業所へ組合の職員を派遣する取扱いはできないかということ、もう1つは、その中でも、当制度下にある組合間での相互補完みたいな運用については少し柔軟に認めていただく余地はないかという2つの事項について、いかがか。

(総務省) これも実態をよくお伺いしての対応という答えになってしまう。この制度はもともとの発想が1つの地域を前提に、その地域で人も仕事も確保し、地域を活性化するというので、理念的には地域内で完結することを目的としている。だからこそ財政措置も相当手厚く、異例な措置をしているということもあり、それと実態の必要性とのバランスをよくお伺いして対応する必要があると思われる。

(大橋部会長) 私どもも1つの地域でやるのが前提だということは分かっているが、それでも地域内だけでは充足できないところが、仕事の関係である。産業構造は似ているので、すぐ隣の市町村では同じような状況ということがあることを前提とした提案なので、事務局を介して提案団体から実態を聞いていただきたい。その上で、幾つか具体的な事例に絞ってでもいいし、条件をつけてでもいいので、組合の職員を市町村の区域外へ派遣することの関係で制度の趣旨を壊さない範囲内でできることを9月にある次回ヒアリングの時に何か提案を出していただきたい。

(総務省) 補足をさせていただくと、もともとこの事業自体が地域の認定に関してそれほど堅い要件を設けていない。都道府県知事が認定する際の要件は、自然的な一体性と事業の適正確保という両面でこの地域を認定していくというのがもともとの仕立てになっている。そのため、基本的には事業の適正性の確保というところを都道府県知事にどう認めていただけるかというのも一つ実態上の話となってくると思われる。

(大橋部会長) 都道府県が組合を認定する際に、今よりも緩やかな形で認定条件をとらえることで支障が解消できるようなアイデアがあるのであれば、出していただければありがたい。この制度は冒頭に述べたように非常に活性化して発展可能性がある事業で、地方の期待が高いため、この提案を活かしてなるべくいろいろなところで知恵を出しながらうまく検討を進めてもらいたいと考えている。

(勢一部会長代理) いろいろ御検討いただけるということで、まずはお礼を申し上げる。

確かに制度の原則からいくと悩ましい部分は多々あるのだが、ただ、この制度自体が極めて特殊な異次元の制度だと私は見ている。これだけ公的補助の割合も高く、特殊な制度設計であることから、これは永続的なスキームではなく、地域で複数の仕事を組み合わせるような雇用を地域のネットワークをつくって維持できる仕組みができるまでの助走というか、後押しというところに当るものだと思うので、そういう意味では特殊な部分を今回幾らか御検討いただけることはありがたい。

最後の議論にあったが、地域の範囲について過疎地域では各市町村レベルでの雇用や経済圏の維持というのは無理になっている。そこを少し広域で考え、そういうところを後押しできるような形で御検討いただけるとありがたい。

(大橋部会長) 我々もこのように特定地域づくり事業協同組合制度への期待を持っている。これは1つの省庁にお願いしても解決できる問題ではなく、複数省庁に足並みをそろえての対応をお願いしないと解決しない問題なので、ぜひこれをいい機会として、この提案を制度が活性化して発展する契機にさせていただきたい。

<通番 30 : 施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和 (農林水産省) >

(大橋部会長) 近年は、同意徴集を省略できる対象について拡大を図っており、今回の提案事例についても同意徴集は省略できる見通しということでよろしいか。

(農林水産省) 最終的に精査する必要はあるが、現在の計画素案では、同意徴集の省略は可能ではないかと考えている。

(大橋部会長) この考え方というのは、農林水産省で確立している考え方だということか。

(農林水産省) 平成 29 年の土地改良法改正以降、このような対象を拡充した考え方で進めている。

(大橋部会長) これまで他の提案においても、本省では制度的に柔軟な対応が可能であるが一方で、地方部局においては厳格な対応を求められるなど、本省と地方部局における対応の乖離により、地方公共団体において支障が生じているということがある。今回の支障事例においても、地方農政局からは、施設の種類の区分の変更事案で、「重要な部分」の変更を要するものであるため、同意徴集が必要という回答があり、それを前提に提案に至っている。他の地方公共団体からも共同提案もあるということは、同意徴集が省略できるケースについての周知が全国的に行き渡っていないと思われるため、具体的な例示を挙げ、改めて周知徹底を図るということではできないか。

(農林水産省) 施設計画を作成するための地方農政局の調査の段階では同意徴集の省略の可否について明確な回答ができず、精査し施設計画が確定後に、最終的に判断するという形をとっていたということもあり、おそらく明確に判断できない最初の段階で地方農政局に相談いただき慎重な回答をしたために、御提案につながったと考えられる。

また、具体的な事例については、農林水産省としては資料 26 ページに記載のものは省略の対象となり得るものとして想定している。こうしたことをしっかりと周知するということは今後検討したいと考えている。

(大橋部会長) 他の省庁においては、図やフローチャート等によりガイドライン等を作成している。箇条書きはだけでなく、具体例を挙げた上で視覚的に分かりやすく示していただきたい。同意徴集手続は相当負担が大きく、この手続の有無によって地方公共団体の事務量は大きく左右される。事業内容を精査した上で最終的に判断するということだが、現状、相当程度、自治体に対して萎縮効果も効いている状況であるため、最初の段階では判断できないとしても、このような場合であれば同意徴集が不要といった取扱いを示す等改善いただきたい。土地改良事業について社会的ニーズがある中、それを押しとどめるようなことは政策的に望ましくないとと思われるため、事業が円滑に進められるよう、整理いただきたい。

2 次ヒアリングの際に、具体的な検討状況をお知らせいただきたいと考えているが、よろしいか。

(農林水産省) 承知した。

(平沢参事官) 提案団体としては、支障事例は管理事業計画の「重要な部分」に係る変更該当するため、同意徴集を要するものと考えていたが、この点について、管理事業計画の「重要な部分」の書き方が大まかに記載しているところと詳細に記載しているところと改良区によって異なっていることがあるため、管理事業計画の表面的な部分によって、同意徴集の省略の可否の判断が異なるおそれはないかという懸念を持ったところ。計画の書き方を標準化していくか、または計画の書き方も地域の実情の沿う必要があるのであれば、計画の同質性の担保という点の判断について、事業の実態により判断する必要があると思われる。また、その場合、地方農政局での一定性がある対応ということにも響くおそれがあるのではないかと感じている。その点についても御検討の中で御配慮いただきたい。

(大橋部会長) 今回の支障事例は解決できたとしても、この機会に同意徴集手続の省略の可否の判断について基本的な考え方等を示していただくと良いのではないか。その点も含めて可能であれば整理いただければと思うが、如何か。

(農林水産省) 計画の書き方によって実態と乖離があってはならないため、外部への周知とともに、地方農政局に対しても再度統一的な考え方を示すことも検討したい。

(大橋部会長) 政策が必ずしも伝わっていない部分があるため今回の提案に至っており、追加共同提案もあることから、場合によっては、事務局を介し、提案団体の意見を聞いた上で、検討いただくと良いのではないか。

(農林水産省) 提案団体とのやり取りも、事務局と御相談させていただきながら適宜進めてまいりたい。

(勢一部会長代理) 地方農政局と共有していただくというのも非常に重要だが、地方公共団体もどのような場合が省略できるのか、具体例とともに共有していただくと、こうした悩みが減るのではないかとと思われるため、御検討願いたい。

<通番 25：市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正（農林水産省）>

（大橋部会長）計画の策定については、骨太の方針 2022 で計画の内容とか手続は各団体の判断に委ねて、なるべく策定済み計画があれば共同策定を可能にするようにという原則が示され、さらに今年の 3 月にはナビゲーション・ガイドが閣議決定され、政府の方針となり、6 月のいわゆる骨太方針 2023 では既存計画の統廃合や計画に関する事務負担の軽減をお願いするというようなことがあり、今お願いしているところである。これは地方からも高く評価されており、なるべく地方に負担をかけない計画行政を行いたいという前提の下に、今回のヒアリングを行っているので、地方からの提案が最大限実現するような形で前向きな対応をお願いしたい。

（大橋部会長）確かに計画というのはい体ということがあって、不服申立てがあるまでは一体の計画としていたものを、不服申立てを機に分割せよというのは無理があるというのは感覚としては分かる。おそらく一番ネックになっているのは、計画が一体だとしても、その範囲がかなり広いとすると、異議が出ているところから数キロも離れて、どう見ても地形的にも環境的にも影響を及ぼさないようなところの紛争のために、こちらで進めようと思っていたものが全て凍結するというのは、所有権に対しての制約という観点からすると、過剰過ぎないかということが根っこにあっての提案だと思う。

ではどうするかというときに、全部止めるということの根っこにあるのが計画の一体性というような考え方だし、その前にどこで区切るという議論もしていないまま、市民にも知らせないまま、処理するというのは難しいということだと思う。

しかし、今お話ししたような一律処理というか、過剰な対応になっているのではないかというこの不服申立てを前提とした一律の扱いになっているのではないかということについては、提案団体の個別意見というよりは、率直に申し上げて、追加共同提案がたくさん出ているので、提案団体固有の問題ではなく、提案団体がゆったりやっているから、スピードアップしてもらったらそれで解消するというのではなくて、おそらく制度的に原因がある問題だと思う。そのときにどうするかという提案で、こういう不服申立てが出ることを前提にして、一体の計画の中をさらに細分化、小区分するようなことをあらかじめセットしておいて分割するとか、そういう大がかりな制度変更をしないと対応できないところもあるかとか思いつつ、前の提案のときの対応として、不服申立てが出てきたときの重さというか、異議申立てに対する処理の遅延の問題というのは前から議論になっていて、このところについては何か対応策を検討ということで、このところで何かもう少しうまく対応ができないかなというところが知恵の出どころのような気がしている。権利濫用に当たるようなもの、繰り返し請求があって、全然気持ちもないのにほかを妨げるためだけにやっているようなものであれば、そこで却下して、この紛争を終わらせて、それでもう紛争は終わりましたということで先に進めてくださいというのはあると思う。しかし、この却下方式というのは、全体の紛争の中で言ったら一部しかカバーできない話なので、これで満足してくださいと言っても、地方公共団体のほうは満足いかないのではないかと思う。異議申出の処理遅延の対応という点で、何か他に検討されたか。

（農林水産省）今、先生からお話のあったとおり、提案団体においても繰り返し申し立てるということはあまりないので、我々が以前考えていた案だとあまり意味がないという御指摘があったのは承知している。先ほども申し上げたとおり、そういう実態も我々も承知していて、まさに市町村も合併して大きくなって、旧市町村単位でいくともともと違う町だったところで、こちら側の除外とこちら側の除外の異議申立てがあるというようなケースのことも想定されていらっしゃるのかと思うので、もともと変更しようと思っていた除外する部分と本当に利害関係が全くないような場合に、そういう内容の異議申立てがあった場合には、例えばガイドラインのほうで速やかに却下することが適当であるというような考え方を我々がお示するというようなことは、検討の余地はあるかと思っているところ。

（大橋部会長）計画を変更するという点について異議申立てがあったときに、裁決はこの人の異議に対しての返事という意味と、裁決が出るまでは他地域の処理を進めさせないという 2 つの意味をこの裁決が持っているというところが、おそらく他と違うところという気がする。普通は異議を言って裁定をもらえれば、その人にとってのプラスかマイナスかというだけの話なので、他者は勝手にやらしてもらえばいいのだが、本件の方は計画の一体性を言っているんで、異議が出ているということがあると、取りあえず関係がないところでも待つてほしいという形でそちらもストップをかけるという意味もある。そして、裁決が出ると、不服に対しての答えと同時に他地域についてのゴーサインという 2 つ仕組みが重なっている裁定制度になっているとすると、中間裁決のような形で、遠く離れて影響はないのであれば、そこについて影響はないという裁定を先に出してもらい、切り分けるとかというようなことはできないのか。かなり技術的な話だが、一体性について考慮すると

法律を全て変えないといけないと思う。本当に大がかりなことになる。他方で、異議で止まってしまうというこの問題だとすれば、先ほどから出ている処理遅延の方策が却下方式だと射程範囲が狭いということだとすると、裁決の仕方では知恵はないものか。

(農林水産省) 部会長から御指摘があったとおり、切り分けることができないのかという部分だが、部会長も、提案団体も御理解いただいて、御発言があったとおりだが、計画の一体性という部分と個人の保護という部分の両方がある。

計画の一体性という部分については、知事になぜ市町村が農用区域を変更するときに協議をかけるのかということ考えた場合に、その部分との整合性を確認しなければいけない。個々の除外がいいか悪いかだけではなくて、全体としてどの地域をどのぐらい除外するのか、あるいは編入していくのか、それによって結果的に県全体でどれぐらい農地を確保するのかという全体的な確認、そういう趣旨を踏まえて県のほうに協議をかけていただいて、県の確認をしていただくということになっている。

33 ページを見ていただくと、具体例としてだが、もともとA地区というものがあって、そこにBとCというものを除外するという協議をかけたという場合に、公告・縦覧の段階でBとC以外のDを追加で除外してくれといった話が出てきたとする。そうすると、分離する案ということでいくと、まずBとCを確定させて、その上で、下段のほうにあるが、Dを考えるというようなことになる。B、C、Dそれぞれ個々に考えればそれでよいのかもしれないが、県全体としてどのぐらいどの地域に農用地を確保すべきかということを見ると、B、C、D全体を一体として考える必要があって、もしDを追加で除外するのであれば、このBとCの除外というのがもともと面積、当初計画どおりの面積でよいのかということも考えなくてはいけなくなる。単に距離が離れていて関係がないからいいでしょうではなくて、県全体で農用地をどれぐらい確保するかということを見ると、Dをやる代わりに例えばBをもう少し減らさないといけないのではないかとか、そういう総合的な判断が生じてくる。その役割を期待して県に協議をかけるという仕組みにしている。

そういう意味では、かなり農用地を持っている個人の権利保護という観点とゾーニングという計画制度が一体になっているのが今の農用区域の仕組みということなので、それを考えると、やはり県としては分離するのではなくてB、C、D全体を一体的に考えていただく。その上で、提案のDを追加で除外してくれという内容が適正かどうかという部分について、もし事前の審査段階でここは除外要件に当てはまらないということが分かっているのであれば、速やかに却下する。そのような手続を速やかに進める。そういう仕組みをガイドラインの中でお示しするといったことが考えられるかと思う。

(大橋部会長) この絵で見た場合に、B、Cが先に抜けて決定したのであれば、それを前提にDを考えるということで、やはりこれは時系列的には全部そろってやるということは無理なので、そういう順番でやっていくものである。一番は、Bを抜いたときに、Bを抜くということが農用地全体に対してどういう意味を持つかということで、ここを抜けるかどうかということの判断をきちりすればいいというのが多分ベースにある。問題は、ここに書いてある絵というのはかなり近接しているところが抜けていく感じなのに対し、そうではなくて、明らかに影響はないと思えるようなところでも待てというのが現行制度で、制度として他に変更したいという人にとっては重荷になっているという問題はやはりあると思う。却下という形で他のエリアを自由にリリースしてあげるというやり方はあるのだと思うのだが、そこがまだ要件的に限定的過ぎるので、それで救われる例は少ないではないかというような気がした。そうすると、ある特定地域を抜けるか抜けないかということの判断をする裁定と、他のエリアとは影響がないのですということ併せて言うような裁定が合わさっている点に問題がある。だから、どこで影響がないと言えるかというのは、やはり事前にある程度メルクマールを示しておいていただく必要があり、ということで提案団体もそういうようなものを出してきているので、それを農林水産省から見て、こういう基準であれば、ある程度影響はないというような判断をしてもいいというようなものを示すという形でやっていかないと、この問題はなかなか解けないのかなという気がする。だから、前回からの一つの解としては、計画の分割というのを前提にやるのか、そうではなくて異議申立ての処理の柔軟化というところで一工夫、二工夫するかである。これは問題の出方が異議申立てに関わる停止効みみたいなものが大きく効きすぎてしまっているところを合理化したいということなので、そこを直すために全体の計画制度に及んでこれを分割とか何とかというのは手法として大仰過ぎるような気がするし、それは提案団体も望んでいないし、農林水産省としても望んでいないところだと思う。そのところの振り分けというか、柔軟に対応できるような形にできないかなということ御検討いただきたい。

(農林水産省) 部会長の御指摘を踏まえまして、そもそもの異議申立てに関する部分の柔軟化の方向で少し検討

させていただきたいと思う。

(平沢参事官) この関係の仕組みがほかの行政分野で例があるのかと思い、都市計画など少し調べてみたりしたが、同様には見えず、割と特有な感じに思う。その特有さというのは、やはり農地を県域、広域で見っていくという仕組みと、それから、個々の農地を一発で処理しようとするところにあるのかなと思っていて。広域的に県域全体で見っていくときに農用地の確保の見通しと整合してというところがあるわけだが、他方で各市町村から農用地利用計画の変更が出てくるのは、1年間のうちにピークがあるのかもしれないが、そうは言っても1年間の中に何回かあるかと思う。そうすると、その瞬間瞬間で県域の全体の農用地というものをチェックしていくというのが、一見逐一チェックしていくというように見えるが、それも若干無理があるような面も感じるところがあって、その見通しというのをもう少し年単位といいますか、もう少し期間の幅で見っていくということがあっていいのではないのかという気もする。今の制度では、瞬間ごとに農用地のその時々マクロの全体を見ながらミクロも見っていくところに距離があるので、そこで制度の現場での難しさであり、場合によっては苦情ということで出てきてしまう面があるという気がしていて、そう考えると、若干大がかりな話にもなりかねないが、そこまでせずにできる方法があるのかというところで我々も悩んでいる。

(農林水産省) どれぐらいの頻度で計画があるのかというお話だったが、多いのは年2回、半年ぐらいに計画変更というのを受け付けてやっているということなので、そういう実態をよく事務局には説明しながら、実態も踏まえた上で工夫をしたい。

(大橋部会長) 農地特有の複雑な仕組みに伴うところの提案なので、いろいろ難しい問題はあるが、問題意識としてはお伝えしたので、9月の2次ヒアリングまでに御検討いただければと思う。

<通番 28：優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止（農林水産省、国土交通省）>

(大橋部会長) 現行の仕組みについては色々あるが、基本的な発想は、結局、協議が行政過程で2段階になっているという問題があって、最初の基本方針を定める段階で都道府県知事と市町村が協議をして、更に先の建設計画の段階でもう一回協議をするという2段階になっているような負担をなるべく一本化するような形が取れないのかという、他の提案でもずっと出てきている問題が今回はこの優良田園住宅のところに出てきている。

特に最初の基本方針を定める段階で、藤枝市のようなところで、駅の周辺でやるような事業ではないことはある程度分かっているのだとすると、特定のエリアをにらんで、そこについて都道府県と市町村とで協議をするというプロセスが既にあるということであれば、後ろの建設計画のところでもう一回協議をやるという比重というか、意味合いがどれくらいあるのだろうかということが問題になる。その負担が重くなっているのだとすれば後ろの方を省いてもらいたいという提案だと思う。建設計画の認定時の協議において、実際に都道府県から色々な支障が出てきているのであれば、これは手続としてやはり有用だが、協議はほとんど形骸化しているという実態がある。形骸化しているということの意味合いは、結局市町村は自分が協議して関わった上位計画である基本方針は当然遵守すべきだという前提の下に建設計画の認定を行っているので、実際に建設計画の協議段階で都道府県から新しい意見が出ることがほとんどないということである。提案団体からは今までの協議の実態を一生懸命提案の中でこちらに寄せられているが、たしかに誤記の指摘を除くと、この協議の意味はほとんどないような実態になっている一方で、期間としては相当な時間を都道府県知事との協議で必要としているという実態があるので、ここのところを外してもらいたいということである。

そこで、国土交通省都市局から説明があったような形で、ここのところの事前協議もなるべく軽くできるような工夫があるということは積極的に周知していただくとして、それに加えて建設計画認定時の協議を省くことができないのか。優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条が建設計画の認定の規定になっているところ、第4条第3項で市町村が認定権者になっているが、この認定権者が判断する第4条第3項に書かれている内容は、ほとんど基本方針との適合性を確認する作業になっているのではないのかという問題意識から、建設計画認定時の協議を省くことはできないのだろうかという提案だと思う。この問題意識については如何か。

(農林水産省) 藤枝市が策定している基本方針も拝見したが、これはまさに住宅街の建設が妥当と認められるおおよその区域が大きく囲われて示されているだけである。農業振興地域の整備に関する法律や農地法の観点で確認をしなければいけない部分というのは、やはり即地的に住宅が実際にここに建てられるとい

う情報を踏まえて、そこがもし農振農用区域の中なのであれば、除外をすることが適当なのか、転用が適当なのかということを見なければいけないため、申し訳ないが、この基本方針の情報だけではそのような判断が適切にできないと認識している。

(大橋部会長) 建設計画認定時に協議をして、協議が認められると、農業振興地域の整備に関する法律の手続きが迅速に進むということだが、その手続きの迅速化のメリットと協議にかかっている時間のデメリットというようなことが両方あるような問題だと思うが、そこは如何か。

(農林水産省) 仮にだが、もしこの優良田園住宅の建設計画に係る協議をなくしてしまったとすると、普通のいわゆる農業振興地域の整備に関する法律や農地法の手続きが必要になるため、それはそれで一定の時間がかかることには変わりがなく、もしかすると協議を経ての手續の期間以上の時間がかかる可能性があり、迅速性という意味では協議の廃止というのは全くメリットが生じることにはならないと認識している。

(国土交通省) 個別性というところは先ほどの農林水産省の指摘と同様だが、開発許可の場合は個別の類型化できない判断というところがあって、これを都道府県に設置されている第三者機関で御判断いただくということがどうしても必要になるため、そこは大事なプロセスだと思っている。

先ほど部会長から御発言があった、とはいえ迅速化を狙いながら逆効果になっていないかということについては、先ほどの繰り返しになるが、資料の両方のフロー図で見ると、上手にというか合理的にやっていたところはやっていたところ。こうしたA市とB県の関係など、こういうところはぜひ御参考にさせていただければと思っている。

(大橋部会長) このA市、B県の対応というのは、通知等で明らかにされているものなのか。

(国土交通省) これは、資料の50ページに記載のとおり運用指針として出しているが、その⑦にこうした条例上の対応も可能であるということは周知している。ただ、今回こういう論点もあるので、周知の仕方は引き続き考えていきたい。

(大橋部会長) 先ほど農林水産省から、この基本方針は後ろの協議を全て代替するものにはなっていないという御指摘があった。他方で、相当重複もあり、同じようなことをやっているということも否定できない部分があり、今回の提案は、指針として策定される基本方針と即地的な個別の建設計画というところで、同じような協議で2回手續を踏ませているということについて、なるべくそこを軽減したいということである。そのため、一番ドラスティックなやり方として片方のものをやめてもらうというような整理の仕方もあるが、仮に全て一致していないとしても、やはり重なる部分というのは相当あるのだとすれば、このところの軽減措置は必要である。先ほど、国土交通省都市局から御説明のあった事前協議のところをスピーディーにできる方策があるということであれば、そのスピーディーなやり方をきちんと示していただくのと同時に、事項的にみて、ある程度基本方針の協議で見ているものはあると思う。即地的にここだということは見えていないかもしれないが、大体この辺りのエリアということは事前に見て限定しているとは思っているので、このところの負担感を軽減できる方策について、今回の提案を契機に、9月に予定している次の2次ヒアリングにおいて何か提示していただくことができないか。それとも、これはびた一文譲れないので、今までどおり基本方針は基本方針、建設計画は建設計画でやらなければならないということなのか、その間で何か工夫の余地等があればそういうことも併せてお示しいただきたいが如何か。

(農林水産省) 部会長がおっしゃるとおり、もし重なる部分があれば、そこを省略するところを我々も否定するものではないが、先ほど部長が申し上げたとおり、審査するに当たって重ならない部分については、そこはさすがに簡略化というのは難しいのではないかと考えている。重なる部分について省略するというのは否定するものではない。

(大橋部会長) ただ、現場の意見として後ろの協議をやっても形骸化していて、ほとんどチェックも受けていないし、理念的に言えば迅速化等の効用はあるのだと思うが、やっていることの負担感、県庁の中を回して同意を得た割には何も変わっていないというような事務負担があるのだとすれば、そのところを少し軽減することが必要である。今、地方自治体も相当人手が足りない状況が伝わってきているので、そのところのエネルギーはまちづくりの施策や農村振興の施策に使ってもらった方が良いのではないかと考えている。協議の実態や形骸化の状況はこちらに伝えられてきているというのは事実なので、そのところの負担を軽減できるようなことについても、9月まで時間があるので、次回お聞かせいただきたい。

(平沢参事官) 第1次回答の中で、これは国土交通省都市局が書かれた部分だと思うが、なお書きとして都市計画法上の観点からは、建設計画の認定市町村が開発許可権限を有する政令指定都市等の場合において

は、本協議は要しないものと考えられると書いていただいている。ここで書いていただいている趣旨から考えると、今回の藤枝市のような、権限移譲を受けて開発許可権限を有している市町村においては、都市計画の関手の観点からは今回問題になっている本協議は要しないと理解してよいのか。

(大橋部会長)そこは私も少し気になっていたが、政令指定都市等の場合とこの藤枝市のように権限を持っている市町村の場合との差を御説明いただきたい。

(国土交通省)政令指定都市等の場合は、第三者機関も政令指定都市等に事務処理が下りているので、市の中で完結するということになるが、地方自治法上の事務処理市町村の場合、開発審査会は都道府県の事務ということになっているので、その意味でどうしてもねじれてしまうところがある。

(大橋部会長)協議との関係は如何か。協議は不要であるということか。

(国土交通省)どうしてもその意味では、事務処理市町村の場合は必要になると思っている。

(平沢参事官)事務処理市町村の場合とはいうことであれば、逆に言うと、政令指定都市等は今回問題となっている建設計画認定時の都道府県への協議は不要という意味で書いてあるのか。

(国土交通省)政令指定都市等については、必ずしも必要ということではないと思っている。ただ、今回の提案団体は事務処理市町村であり、そこについては必要だと考えている。

(大橋部会長)第1次回答の中では政令指定都市等においては、本協議は要しないと書いてあるので、今回の藤枝市のような事務処理市町村においては協議が必要なか不要なのかここを教えてください。

(国土交通省)事務処理市町村は必要である。

(大橋部会長)その理由は如何か。

(国土交通省)開発審査会の事務を都道府県が処理しているので、そこでしっかり協議する必要がある。

(大橋部会長)開発審査会の意見を聞くというのと、都道府県知事への協議というのは同じ手続という認識でよいのか。

(国土交通省)手続の迅速化ということを考えると、そこで都道府県知事への協議というのがどうしても必要になると考えている。

(大橋部会長)そこが一体化するというか、そこもよく聞いてもらえばと思う。

(平沢参事官)あと1点、結局、ここの協議を都道府県と行っていることによって、その後の都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、農地法の手続が配慮されるという御説明は両省で共通していた。別の見方をすると、結局この協議と、今申し上げた3つの法律では、何を見るかというのは結局共通していて、先に見ておけば後で配慮されるということで制度が作られているが、そうであっても、その後の手続というのは手続としてはやらなければいけないので、その手続が完全にならなければ、要するにどちらかに一本化されていけばいいと思うが、迅速化の配慮がされるだけであって、手続自体はとらないといけないところにも重複性、重複感というのはやはり残っている。そのため、要は単純に考えると、農地の関係も開発の関係も住宅の関係も一発でチェックして、そこで認定するということができるのであればこういう重複性は生まれないのだが、それを住宅の観点でやるに当たり、後から出てくるものを事前にチェックしておいて、住宅で認定した後に後で控えているものを配慮するというようなところに二重性があるため、そこも藤枝市から見ると二重プラス三重目がかかっているということになっているのではないかと思う。なかなか難しい面はあると思うが、そこが本当にそういうやり方しかないのか、要はこちらをやればそちらはやったとみなすとか、そちらをすることは要しないとか、そういう技術的なことはできないのだろうかと考えている。

(農林水産省)資料の43ページでも申し上げたとおり、建設計画の認定後に計画が手戻りにならないように、事前の判断として、最初に見てもらっている。この事前の判断をやめて一本化して後ろに持っていくというは難しい。

(平沢参事官)後ろではなくて前でよい。

(農林水産省)前の段階でもし決まっていれば、当然一本化できると思うが、都道府県の基本方針を見る段階では、どこにどういった住宅をどの番地に建てるというのは決まっていなかった状態なので、そこは建設計画の認定時に判断しなければならない。

(平沢参事官)それとは別の論点として今申し上げている。基本方針の段階は置いておいて、今度はその後建設計画と農業振興地域の整備に関する法律や農地法と、そこで即地的な判断をある意味2回手続を踏まなければいけないことになっているというのは事実だと思うので、そこは重複性があるのではないかと

考えている。

(農林水産省) 農用地区域からの除外をするときに、当然公告・縦覧をする必要があり、この地域を抜くという話をする際になぜ抜くのかという理由を記載する必要があるところ、認定された建設計画に基づいてこの部分に住宅を建てるからであるという理由を示して公告・縦覧をすることになる。そうすると、最初に認定された建設計画があって、その後に農業振興地域の整備に関する法律に係る除外手続を踏む必要がある。

(平沢参事官) 一般の住宅や建物を建てる時も同じではないのか。優良田園住宅という特別の制度で認定されたものではない一般の建物や一般の住宅を建てようとする際も、農業振興地域の整備に関する法律や農地法に係る手続として公告・縦覧されるのではないのか。

(農林水産省) その場合、当然、農業振興地域の整備に関する法律の要件に従って認められた住宅だけが計画として載せることになるが、公告・縦覧をしたときに、建設計画の認定を受けられたものは原則転用できない農地法の第1種農地であっても除外できるという特例があるので、それが要らないということであれば後でまとめてやっていただくということはあると思うが、認定された建設計画に基づいて特例を受けるなど、色々な特例を受ける中でやるということであれば、最初に建設計画の認定を受けていただく必要があるというのが現在の仕組みである。

(平沢参事官) おそらく現在の仕組みはそういう建付けでやっているとは思いますが、重複性は残っているという気がしている。

(農林水産省) その辺りはまた詳しく制度を御説明したい。

(大橋部会長) 次回、9月の第2次ヒアリングにおいて検討の結果をお聞かせいただきたい。

<通番17：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用（国土交通省）>

(国土交通省) 提案内容を踏まえて、国等の建築物に係る審査・検査への指定確認検査機関への関与の在り方について、この事務の実効性などにも留意をしながら検討を行っていきたいと考えている。

(大橋部会長) 留意しつつ検討を行うということであるが、提案を実現する方向で御検討いただけると理解してよろしいか。

(国土交通省) 検討はその方向で行う。

(大橋部会長) どんなスケジュールで進められるのか。

(国土交通省) まだ何とも申し上げられなく、公共団体とか民間の指定確認検査機関の実態を聞いてみないと分からないところがある。提案自体は文字面ではずっと入ってくるが、実際の実務の局面でどういう課題があるのか把握する必要がある。私どもとしてはこういった声にはお答えしたいと思うが、審査がいい加減になってしまうとか、先々に審査体制がうまくいかなくなるといったことは避けるべきだと思っている。審査体制の確保について、我々は責任を持っているので、そういった観点でいろいろな方に御相談をさせていただきたいと思っている。

(大橋部会長) 今回の提案は兵庫県から出ているが、追加共同提案団体という形でかなりたくさんの方の地方公共団体から出てきており、特定のエリアに限定されたものではなくかなり広がりを持ったものである。災害時にマンパワーが足りなくなるから柔軟な組織体制にしてほしいとか、公共施設が老朽化したようなときの対応というようなことも、これから朽ちるインフラでいろいろ出てくるので、それに対して見越してやりたいということで、それは合理性があることかなと思う。建築確認について民間開放があるのと同じように、計画通知についてもあるというような形で進めていただくと非常にありがたいと思う。地方公共団体の意向もいろいろ聞いていただいて、お進めいただければと思う。

ちなみに民間開放した平成12年時点で、何でこちらの計画通知のほうは民間開放にならなかったのか。要するに民間と公が主体になっているという違いだけで、やっている中身は同じなので、並行で考えたら、計画通知も同じ開放規定がついていたらよさそうなのだが、法律を見ると片方しかついていない。立法時に合理的な何か理由があるのか。

(国土交通省) 当時どういう議論があったのか詳細には分からないが、民間開放してこれだけ民間機関が担うことになることは、当時は想定していなかったというのは事実である。当時やっていた方々の話を聞くと、民間開放と言ってもやはり行政が主体でやっていくと思っていたようだ。

(大橋部会長) 全体の建築確認のうちの8割とか9割を民間がやっているというので、普通は建築主事がやるのが建築確認というような形で大学で教えているのだが、実態は民間が大半をやっていて一部を建築主事がやっているみたいな形で、世の中は随分変わったなという流れの中で今回の提案がある。今や大多数を担っている指定機関が公の建物についてもということなので、それに関しては実績もあるし、心配がないようなところもあるのかなとか思いながら話を聞いていた。

(高橋構成員) 最終的には建築確認、指定確認検査機関が実施したものについて特定行政庁に報告がされ、コントロール、関与がある。したがって、そのときの審査の能力、行政側における関与の能力を維持するというのを踏まえてやっていただくのも重要だと思うので、その辺はよろしく願います。

(大橋部会長) 付け加えだが、民間が力をつけてやっていくのは非常にいいことだと思うが、逆に建築主事の方が、数が少なくなってくると、医者と同じで、オペの数が少なくなると医者のスキルも下がるのではないかとかという心配もある。この仕組みを作ったときは建築主事がいる特定行政庁が民間も含めて、チェックするというつくりになっており、公的機関がノウハウなり高い見識なりを持ってというのが制度の前提にあるので、少数になっても建築主事の部分はしっかりしたクオリティを維持していかなければいけないというのもある。今回の提案は民間に広げろという提案だが、同時にそちらも心配しなければいけないような状況になっているのかと思いつつ見ているが、何かお考えはあるか。

(国土交通省) そこはまさに難しいところである。中長期的に技術系の職員が行政庁で少なくなっているといった問題が根底にはあるので、この制度の議論だけで済むことではないと思っている。しかしながら、そういうことも考えながらこの問題をどう捉えるかということをし議論していかないといけない。部会長がおっしゃることはよく分かるので、様々検討の必要がある。

(大橋部会長) これは受けていただいた後の心配の話なので、提案を進めていただければと思う。

(国土交通省) なかなか難しい課題があるが、できる限り頑張りたいと思う。

<通番7：地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び計画期間の見直し（内閣府）>

(大橋部会長) 計画策定の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針2022において、計画の内容や手続は地方公共団体の判断に委ねるよう、策定済み計画があればそれとの共同策定をお願いしているほか、地方からの要請を受けて、今年3月にはナビゲーション・ガイドが閣議決定され、同ガイドに従った見直しを行うことが政府の方針になっている。今年6月の骨太の方針2023では、既存計画の統廃合、計画策定に伴う事務負担の軽減、計画期間の問題も含めて決定された。

これらの取組は地方から高く評価されており、地方に負担をかけない計画行政の実現に取り組むということが要請されていて、この提案の部会も動いており、なるべく地方の提案が最大限実現するよう前向きに検討いただきたい。

このエリアマネジメントの問題は非常に重要な課題で、地域再生法が改正され、新しい仕組みができたことは大変歓迎したい。ただ、法で規定される自然的経済的社会的条件から見ると一体であるエリアというのが本当に一つの市町村に限定されなければいけないものなのか。例えば隣接する市町村間のところで要望があったときに、各市町村で手続を行うのは大変であり、そこをまたぐ県など広域団体が調整をしてくれることは、歓迎こそすれ排除する必要はないように思う。自治体から制度を使ってみたいが今あるスキームだと活用が困難というときに、都道府県をまたぐ広域エリアでの導入は想定されないという形ではねてしまうというのは仕組みとして窮屈ではないか。

制度創設時の参議院内閣委員会で、全国各地で積極的に活用される取組として進めると副大臣が答弁しているが、実績は大阪市の1件のみというのは、課題の普遍性からすると横展開が弱過ぎる気がする。どこに原因があるのか分からないが、広域エリアでも導入できたら使えるというところが出てくるとすれば、法律改正しても制度見直しをすることは理由のある提案なのではないか。

追加共同提案の団体を見ても、複数県から提案が出ている。皆関心があって、同じような思いを持っているということである。

(内閣府) 実績としては大阪市の他、沖縄県北谷町が地域再生計画の認定を受けて手続を進めている。公金徴収をする制度なので、かなり慎重な手続を取りながら検討するというのが実態である。大阪市の事例でも2～3年かけて合意形成を図り、受益の範囲や負担金の額はどうかを検討された。そこで少し時間が掛かっていると思料する。

市町村の区域を超えるような場合が今後想定されるが、やはりそれぞれの市町村の立場で、行政区域の中で手続を取っていただくことになる。提案のDMOが、例えば土産物屋、観光事業者、飲食店等、瀬戸内のエリアの中で様々な受益者が想定されるが、どこまでがその対象でどこまでが対象とならないのかという具体の絵を一度いただきたい。その中で、制度改正の議論が必要なのではないかと考える。制度改正するときには、立法事実があるかどうかということ踏まえて議論しなければならない。平成30年の法制定当時には、ある程度スモールエリアの中でマネジメントできる範囲内でやるということを諸外国も含めて想定した制度であり、それよりもかなり広域になるのであれば、ぜひ具体例を教示願いたい。

(高橋構成員) せっかくなので立法事実について、事務局及び提案団体と一緒に確認していただきたい。

(内閣府) 願いたい。

(高橋構成員) その際には、市町村単独でこのような複雑な制度の運用が可能かという観点や、行財政能力の高い都道府県が合意形成に参画するという観点も踏まえながら、ヒアリングをしていただきたい。DMOも加えて議論をしていただきたい。

(大橋部会長) 公権力の行使には、その輪郭がある程度明確であることが担保されることが重要であるとしても、それと、範囲が広いのか狭いのかということと直結する話ではないような気がする。また、高橋構成員の発言のとおり、手続の調整負担が大きく、負担金の強制徴収ともなるとさらに調整は困難になる。そこで都道府県が参画し、その調整能力を発揮してもらうことで、制度の横展開が可能ではないか。

制度創設時の想定ほど制度が活用されていない中で、分権提案という形で制度活用を望む声が出てきたところ、制度対象の条件を挙げた上でも、可能な限り制度実績を作り、経験を踏んでいかないと、マネジメント能力は全体的に高まっていかないような印象を持つので、ぜひ検討をお願いしたい。

また、上位計画の地域再生計画は概ね5年程度と地域再生計画認定申請マニュアルで規定されているのに対して、エリアマネジメント活動計画期間が5年を超えないものと地域再生法で規定されている点は非常に窮屈である。冒頭で申し上げた計画策定の見直しに関して、計画見直しの期間は、期間を定めないということではないが、自治体を持っている様々な計画との調整の問題などマンパワーの問題があることから、自治体が裁量を持って期間設定できるように、ということのほかでもお願いしている。その観点からすると、本件の規定は厳しく、同様の負担金制度を導入しているほかの国の制度では、5年程度として厳密には定めてはいないところもあり、自治体の意向を聞いて、自治体が裁量を持って制度運営できるような形にしたほうが、制度が回っていくのではないかと。この5年を超えないとする規定は厳しい気がするため、緩和についてぜひお願いしたい。

この提案に関する具体的な方法や実現可能性について、団体と相談できれば、ということで内閣府から申し出もあることから、次回のヒアリングではもう少し具体的な案を団体と相談の上、いただきたい。

(内閣府) 承知した。

<通番 22：都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画と医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し（内閣官房）>

(大橋部会長) 本年3月にはナビゲーション・ガイドが閣議決定されたところであり、ガイドに沿った制度の見直しが政府の方針になっている。6月には、いわゆる骨太の方針2023で各府省に既存計画の統廃合や計画策定に伴う事務負担の軽減をお願いしている。提案募集でもこれを重視しているところであり、政府のこうした取組は地方からも高く評価されているところなので、地方に負担を生じさせない計画行政が実現するように、また、地方からの提案が最大限実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。提案内容の「計画の一体策定」という観点については、医療計画と内容に沿っているものであれば、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画と一体的に策定することも可能だという解釈を取られるということでもよい。

(内閣官房) 医療計画は主に医療提供体制について書くものであるが、ギャンブル等依存症に対する医療提供の部分とまさに重なるので、そこを一体的に書くということと考えている。

一方で、ギャンブル等依存症に関しては、先ほど申し上げたとおり、事業者がどういう取組をしているかもやはり整理していただく必要があるため、その部分については何らか工夫をしていただく必要があろうかと思っている。

(大橋部会長) 第1次回答の中にその趣旨は都道府県にもお示ししているところだ、といったフレーズがあり、従来からの方針を今回確認いただいたことと思う。ただし、それであるにもかかわらず、今回、秋田県から提案があり、さらに秋田県に同調するような形で追加提案団体が神奈川県や兵庫県、高知県から出てきている

ところからすると、やはり全国の自治体関係者は、この2本の計画は別途それぞれ策定しなくてはならないのではないか、という認識があるように思う。ぜひ一体的な策定が可能だという解釈を示した通知を全都道府県に対して周知いただけないか。

(内閣官房) 内閣官房において通知という形で周知したものは前例があまりないところではあるが、いずれかの形で周知をすることは可能と考えているので、検討させていただく。

(大橋部会長) 国と地方とで認識が違っているところがあるので、どのように出すかは御判断いただくことにして、ぜひ、明確化を図っていただきたい。また、現在、計画行政の見直しを進めていて、ナビゲーション・ガイドを閣議決定したところであり、その中を見ていただくと、努力義務規定は厳密に言えば義務ではないが、行政実態として努力義務という形で出てくると、地方公共団体は義務という形で真面目に受け止めるところが非常に強いので、そういう疑念を払拭する意味でも「できる」規定にすべきということが記載されている。また、期間を設けるときは、なるべく短期のものは避けるべき旨も記載している。努力義務規定を改正して「できる」規定に変えるお考えはないか。

(内閣官房) ギャンブル等依存症対策基本法は、平成30年の7月に新しくできた法律である。この法律の策定過程において、審議の中では計画を毎年見直すべきではないかというような御意見もあった中で、立法府の考え方として3年間を基本としてお示しして、一方で自治体に関しては努力義務という形で制定されたものである。まだ全国で計画が策定されている状況でもないということもあり、この法律を今の御指摘のような方向で見直すことは難しいものと考えている。

(大橋部会長) 計画という手法自体、いろいろな意見聴取をしたり、調整をしたりと、行政手法の中でも非常に時間や手間がかかるものである。はっきり言って、毎年の見直し作業は無理であり、3年でも実際にサイクルを回してチェックまでする点からすると短過ぎるというのがここ何年間かの計画策定の見直しの中での一定の成果である。計画の見直し期間についてはある程度自治体の裁量に委ねるような形でお願いするのが現実的なところであるため、できればそのような趣旨を法律で明文化していただきたい。それができないのであれば、今述べた趣旨を「計画の一体策定」に加えてきっちり周知していただきたい。現在の法律の規定は、地方公共団体にとって非常に厳しいハードルになってしまっていることに留意いただきたい。

(内閣官房) 法律改正に関しては、まさに今、法律ができてギャンブル等依存症対策を進めている最中であるため、直ちには難しいと考えている。見直し期間の考え方に関しては、国においては3年ごとに調査を行っており、現在、ギャンブルの形は大きく変わっていることも含めて、国としては計画を見直すことにしているが、自治体においては、そういった状況も踏まえて、見直しの時期については各自治体で柔軟に考えることができることは回答させていただいたとおりなので、周知に関しては検討させていただきたい。

(勢一部会長代理) 計画の見直し期間について、少なくとも3年ごとに都道府県も見直し、検討を加えるということが法律で明文化されている、ということが大きな縛りになっている。国が3年ごとに基本計画に検討を加えるので、それを留意の上、御判断いただきたいというような回答になっているが、法律の規定では、都道府県の計画は国の基本計画を基本にするということになっている。そうすると、基本にする計画が改定されれば、当然、通常の行政運営としては見直さざるを得ないということになって、なかなか留意の上の判断といっても、事実上は計画を見直さなければいけないような制度・計画構造になっているのではないか。

(内閣官房) 都道府県におけるギャンブル等依存症対策について、まず国が策定する基本計画というものがあるが、法律によると、都道府県は国が策定する基本計画を基本とするとともに、基本的にそれに沿ってやっていただくということを前提としている。さらに当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないということであるため、国が基本計画を見直すことによって、都道府県でもある意味自動的に、国の方針が変われば、その部分についてはそれを基本として取り組んでいただくという構造になっている。その上で、例えば医療提供体制は地域ごとに異なるため、特にそういったところを策定するよう努めていただくものになっていると考えている。

したがって、国が3年ごとに計画を見直すことに直接引きずられて、各自治体が3年ごとに必ず見直さなければならないというところまでではないと考えている。国の計画を見直すことによって、国の計画に沿った対応をまず自治体のほうでやっていただくことが基本である。

(大橋部会長) ギャンブル等依存症対策基本法の13条第3項にて、少なくとも3年ごとに変更を努めなければならないという条文について、後ろの「努めなければならない」というところだけなら努力義務規定のようなのだが、前の「少なくとも3年ごとに」という部分が、3年が非常に短期間で厳しい。また、努力義務にかかる

にしては「少なくとも」と一律期間をここまで絞って書いてある法律は、地方公共団体からしてみたら相当に縛りが効いている規定に見えるため、地方分権の観点からすると、これは期間をゆったりしたものにして、「できる」規定にしてもらいたいところだが、如何か。

(内閣官房) 基本法 13 条第 3 項に関して、もともと立法府において毎年計画を見直すべきではないかというような議論もあった中で、少なくとも 3 年という表現になったものと考えている。一方で、先ほど申し上げたとおり、都道府県における計画の策定と見直しに関しては、各自治体で柔軟に判断していただくことができるので、そういった内容であることに関しては、その周知について検討させていただきたい。

(伊藤構成員) 今回の第 1 次回答で書かれているように、なお書きで、国ではこう見直すとか、ほかにもこういう事項を考慮しなければいけないというような留意事項や指摘があると、都道府県の側にとってはそれを相当気にせざるを得ないということになる。そのため、周知のときには、基本的には医療計画等で一体策定できることと、それから、見直し期間については必ずしも 3 年ごとというわけでもなく、地域の実情に応じて判断していただきたいということがメインのメッセージであることを明確にさせていただきたい。

(内閣官房) 周知について考えていく中で検討させていただきたい。

(大橋部会長) 今、伊藤構成員が言われた内容は本当の最低限の要請で、本当に法律を変えてほしいというのが標準形である。検討するときのハードルをどこに置くかということは、くれぐれも誤った設定をされないようお願いしたい。

(大橋構成員) 本法が制定されたときの国会の議論ということで、当時の議論では毎年変更が必要という話もあったとのことであったが、平成 30 年に法律が制定されてからある程度の期間が経つ中で、計画をめぐる議論の状況なども、ナビゲーション・ガイドなどの策定によって立法当初からいろいろと変わってきている。立法時の議論は理解できるが、その後の状況を踏まえての方針の変更もあり得るのではないかと思う。先ほど部会長がおっしゃったとおり、法 13 条第 3 項の「少なくとも 3 年ごとに」という文言がかなり制限として重くかかっているかなと思うので、まずはそこを見直す余地があるのかどうかしっかり検討いただきたい。

<通番 19：地域型保育給付費等の支出に係るルールの整備・明確化（こども家庭庁）>

(大橋部会長) 具体的には、保育に関係がないような形で支出が行われているという指摘が、実際に現場から出てきている。要するに、このような公的な資金を原資とした仕組みについて、例えば高級外車やリゾート会員権を購入する、ゴルフ代の際費に計上するといった、現場の職員から見て、不適切だと思われる会計処理についての指摘があったということ。我々としては、法律の建付けというのはあるにしろ、子ども・子育て関係の施設については、お金の渡し方には様々ある中で、法定代理受領は一つの典型的な方法ではあるが、こういう問題まで込みで法定代理受領を容認するつもりはない。むしろこうした不適切な支出という弊害が生じるのであれば、支払い方法から見直すか、現行の法定代理受領の仕組みを前提としつつ、それを自治体がチェックできるような仕組みとすることが必要ではないか。概念的に個人給付（法定代理受領）ということをもって公的な用途制限のチェックが外れるというのは、公的な制度としてはあり得ない選択ではないか。

(こども家庭庁)

支出そのものについて用途を設けるといことになると、法の建付けを根っこからいじることになるため難しいのではないかと申し上げたが、提案団体の問題意識は我々も非常によく理解しており、こういう形でお金を出す以上、自由に何をやってもいいのかと言われたら、当然一定の制約があるべきと考える。それはお金の使い方というよりも、運営の仕方として適切な在り方というのは当然あると思っている。その一つとして、まだ検討段階ではあるが、お金を受け取る事業者側の説明責任をより明らかにするために、彼らの用途の明確化、見える化をより明確に図っていくといったことができないか。これを例えば法律上の一定の枠をつけることによって、事業者がどういった運営をしているのかを明らかにする。ここに今はっきりした規定がないため、そういったことについての明確化を検討したいと思っている。

もう一つは、提案団体からも指導監督をする際のルールが欲しいという意見があり、お金そのものの用途もそうだが、結局、それが適切な形で運営に反映されているのかということで、これは指導監督そのものの話であると理解している。県が認可をし、一般の市町村はこの給付金の支給団体として確認をするという 2 つの立場、政令市の場合には認可と確認両方の立場があるが、行政がそういったチェックをするときに、極端な場合であれば、教育・保育に関する著しく不当な行為があれば、法律上の規定に則り、例えば確認を取り消したり、または効力を一時停止したりといったことも可能である。我々としても、自治体側がそういった運用がよりやり

やすいような情報提供をできたらと思っている。現場における実情をこれから聞いて、どういう運用でこういった指導監督ができるのかを考えるためにも、提案団体から丁寧に意見を聞いていきたい。

(高橋構成員) まず、子ども子育て支援法第29条の仕組みについて、代理受領というのは単にこの制度を説明するために用いているだけではないか。もし、法定代理受領を規定している第5項がなければ、保護者がもらった地域型保育給付費は、保護者が地域型保育事業者に渡すということになる。

(こども家庭庁) 然り。

(高橋構成員) そういうときに、民民の関係であれば、払う費用というのは当然財・サービスに対する対価として払っているので、その観点からしっかりと財・サービスとして使う。仮に第5項の規定がなかったら、民民の関係であれば対価料として收受して、そのために使うというふうになるのではないか。

(こども家庭庁) 然り。

(高橋構成員) 5項は、保護者の便宜のため、また、バウチャー制度の理念のために、このような運用にしているだけである。仮に5項の規定がなかったら、民民の関係として対価を財・サービスに使うという関係になるはずである。5項が介在したことによってこのような説明になってしまっているが、実質としては、施設がもらったお金は、地域型保育事業者が行う財・サービスのために收受して、それに使うという整理になるのではないか。

(こども家庭庁) これも一般的な話になるが、適正な保育サービスを受け取るために、個人が払う代わりに自治体が直接払っているということでは、運営が適正であるということは前提である。その部分を担保するために、今申し上げたような確認というのは、まさに給付費を払う立場としての市町村の監督権限があり、そのときに不当であればそれを止めることができるというのが法の建付けである。そういった意味では、高橋構成員の認識の通り。

(高橋構成員) 単なる適正な運営という観点からの監督ではなくて、保護者が払った費用がその対価としてふさわしい形で使われているかという観点からの監査であるべきであると考えている。

(こども家庭庁)

お金が全然関係ないものに使われて、それが本来の保育の質に影響を及ぼしているのであれば、それは当然監査の対象になってくるという意味では、お金の関係と密接にリンクしてくる部分はご指摘の通りである。

(大橋部会長) 初めに個人給付の法定代理受領という言い方をして、個人が煮て食おうと焼いて食おうと、懐に入ったものはどうでも自由に使えるみたいなニュアンスを醸し出しているところが大間違いで、本来きちんとした政策目的の下に支払われているものなのだから、適正な運用がなされていないのであれば、それはおかしいと指摘できるシステムがあってしかるべき。結局、きちんとお金が届くということが担保できることと、そのお金が適正に使われるということがあって初めて法定代理受領という法技術が使えるのであって、この法技術があるから先ほど言ったような弊害が許されるということではない。むしろこうした弊害が正面に出てしまっている以上は、この仕組みは襟を正さない限り、運用を廃止されたいと言うしかなく、今まさにどこかで補完をしなければいけないという状況になっている。そうした整備をきちんとやっていただければ、自治体のほうも安心して運用ができるのではないか。9月の二次ヒアリングにおいて、対応できませんというのではなくて、何かプラスアルファをぜひお聞かせ願いたい。

<通番21：小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加（こども家庭庁）>

(大橋部会長) 小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認制度を継続して実施していく中で、大臣承認の実績がある程度蓄積されているところ、山間地に並ぶ定型化したグループとして、具体的には、中山間地域やオールドニュータウンについても、明示した形で類型に追加してほしいという提案である。どこまでの類型を追加するかという具体的な想定をお聞かせいただきたい。

(こども家庭庁) 基本的には実績をもう一度確認する必要があるが、我々も現在、承認するかどうかの判断は一定の基準を設けて行っている。その基準の熟度が高ければ、我々が外側から判断するのではなく、申請する側に自己判断していただき、例えば証拠書類を申請者側で保管いただき説明もできるようにしていただく等の条件を付せば、類型を追加できるとも考えられるため、それらを踏まえて再度整理したい。

(大橋部会長) これは要綱を整理いただければ実現する提案だと受け止めているが、検討のスケジュールは具体的にどう考えているか。次は、9月の2次ヒアリングにて検討状況をお伺いすることになるが、この制度の性格上、年度内の解決を目指したく、それを踏まえた上で検討スケジュールの見通しを教えてください。

(こども家庭庁) 確約は難しいが、我々にとっても、また、当然自治体にとっても相当な負担であるため、可及的速やかに対応する。少なくとも可能なところから急いで対応していく。

(大橋部会長) こういった要綱の見直しは、もちろん提案募集の手続を使っただけのもよいが、ある程度定型化できるものが続いて承認されるようであれば、こども家庭庁のほうで定期的に要綱を見直して、順次類型を実態に合わせて具体化していただくことはできないか。

(こども家庭庁) 我々もそうした運用をしたいと考えている。例えば〇〇地域として法律で定義されているものがあるが、そこに属することが客観的に判断できるものであれば、申請様式にチェックいただくのみで、10人未満のクラブの要件に該当すると整理できる。一方で、性質が定性的なものである場合、本当にそれを満たしているのかどうかの判断の必要があるため、現状は全て確認させていただいている。実績の蓄積等により問題ないと確信が持てれば、地方団体が提出する資料の記載に基づいて判断していく形になるが、その線引きがどこかで一義的に決まるというものではない。そういった意味で、熟度の線をどこで引くのかは我々の検討課題になる。

<通番 29：宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化（国土交通省）>

(大橋部会長) 提案の趣旨を汲み、それを具体化するような方向での取組を既に有識者の方の意見を聞きながら進めていただいているということなので、非常に力強く思う。ただ、これからどのような手続、スケジュールで進めていくのかということについて見通しを教えてください。特にこの部会との関係で言うと、次は9月に第2次ヒアリングを行い、年度内には一定の成果を出すというスケジュールであり法律改正も含まれてくるため、それに沿った形で検討を進めているのか。また、宅地建物取引業法第10条で規定されているように単に紙を閲覧してくださいという形でプライバシーもあまり考えていなかった時代にざっくり見せていたものを、これからはオンラインも用いることからプライバシー保護の観点から範囲を熟慮しつつ、絞り込みもしていくということであるから、オンラインと紙による閲覧の両方が更に改善されていくような検討の方向性かと思うが、そういったところの見通しはどうか。

(国土交通省) 先生の御指摘のとおり、先ほど少し申し上げた部分もあるが、やはり消費者保護の観点で引き続き閲覧が必要なものとプライバシーの保護の観点で少し見直す必要があるもの、あるいは記載していることや閲覧すること自体の必要性が本当にあるのかどうかという提案を頂いている点も含めて、現在、有識者の先生方等に意見を伺う場を設け、検討を進めている。様々な意見があるので、最終的な決着のところはまだ見えていないが、一応、年内にどのような書類を閲覧の対象にするのかということの方針をまとめたいと思っており、その後、法改正に速やかに入っていくというようなスケジュールをイメージして作業を急いでいるという状況である。

(大橋部会長) 先ほどお話のあった有識者の会議には不動産関係のことに詳しい先生方とか業界団体の方が入っているのだと思うが、今回の提案で出てきたように、地方自治体の事務負担にも関わる問題のため、ぜひ地方公共団体の方の意見も広く聞いていただきたいという希望はあるが、それは実現できそうであるか。

(国土交通省) メンバーの中に地方自治体の方も入っており、きちんと意見を吸い上げながら最終的な結論に持っていけるようにしっかり対応したいと考えている。

(大橋部会長) 他の先生方はどうか。

(高橋構成員) 例えば資料の68ページにプライバシー情報の列挙がある。こういったものを仮に見せないとすると、紙の場合にあってはマスキングを行う話になると思う。デジタル化を行う場合、例えば添付書類について一つ一つマスキングをしてインターネットにアップロードするのは大変で、自治体の負担が重くなると思うが、逆にオンラインによる宅地建物取引業免許申請であれば、項目の一部分については除く形でデジタル処理ができるはずである。そういった意味で、デジタル化したときの部分的な閲覧制限の仕方について、自治体に負担を課さないような形でぜひ工夫していただければありがたい。その辺はデジタル庁とどのように相談をされているのか。

(国土交通省) 先生のおっしゃるとおりだと思っており、一つ一つマスキングをしていくとなると大変な作業になることから、書類単位で閲覧をするもの、もしくは閲覧をしないものみみたいなものを仕分けていくというようなことで、そういったことが発生しないように今作業を進めている。

(高橋構成員) 繰り返しになるが、書類単位となると消費者保護の観点から見せなくてはいけないような部分についても書類単位で閲覧対象から除いてしまうこともあり得ると思う。それは法目的にかなったやり方ではな

と思う。デジタル化を進めオンライン申請にすれば、デジタル処理することによってマスクングは簡単にできるのではないかと、その点についてデジタル庁とどういった調整をされているのかという話である。

(国土交通省) 我々も目指すところはそのように思っているので、技術的にどのような話になろうかというところはしっかり検討したいと思う。地方自治体が一つ一つマスクング作業を行うといったことにならないようにしっかり検討したい。

(大橋部会長) 今お話があったように、デジタルで出してもらう形式を整えておけば、後の処理は非常に楽になる。紙媒体がもし何かあるとしても、定型的な書式にして出してもらうことで、後の処理が楽になるということもあると思うので、そういったところも実務的に詰めていただいて、ぜひこの方向で進めていただきたいと思う。

<通番8：夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和（文部科学省）>

(大橋部会長) 平成30年に閣議決定された教育振興基本計画において、教育機会の確保のため、都道府県に1つは夜間中学を設置することとされているが、現状、23都道府県・指定都市にしか設置されていない。夜間中学も学校教育法に規定される中学校であるが、基本的に通常の中学のイメージのまま夜間中学を設置しようとしていることが本当に適切な政策といえるだろうか。夜間中学に通う8割が20歳以上で、中には就労している方もいるような状況下において、県内の各市町村に1～2人のニーズに対して県下に1校夜間中学を設置したとしても、地方において公共交通機関で通学することは非常に困難である。今後はオンラインを活用していかなければ、夜間中学の実績が伸びないと考える。コロナ禍において、やむを得ずオンライン授業を行った経験があるが、やり方次第で対面授業と遜色なくらいまで実施することができたため、オール・オア・ナッシングで考えるのではなく、オンライン授業を活用してでも夜間中学を設置した方が良いと考える。また、加配措置は小規模校や地方には活用しづらい仕組みであり、教員の働き方改革の観点からしても、受信側の教員配置は難しいものとする。夜間中学も学校教育法上の中学校のため対面原則である、ということであれば、夜間中学の設置を進めるためにも、現在の夜間中学の取扱いについて学校教育法に盛り込むなど検討いただきたい。

(文部科学省) 全ての都道府県及び指定都市に夜間中学の設置を推進しており、その後も、各都道府県内の必要な地域にも設置を進めてほしいと考えているところ。しかし、1校も設置できていない都道府県が多数あるため、まずは全ての都道府県及び指定都市に1校ずつ、というのを中間的な目標として定めているところ。そこからさらに設置を広げていく際には、どのように展開していくかについて考えていくものであるが、現時点では、分校であれば9人程度の教員配置が可能であり、対面でも十分対応できる人的配置であると考え、その仕組みで対応いただきたい。また、個別事情に対しては、様々な形で学校が対応しているところであり、通常授業を欠席した際に遠隔で授業を見られるような工夫をとっているところもある。不登校児童生徒や病気療養児の特例などの制度の例外を活用することも可能である。それ以外の個別事情についてどのように対応するかは、今後の状況を確認し、不登校と同様の取扱いが可能なものかという検討の余地はある。また、現在、高等学校において、受信側に教員を配置しなくても支障がないものかという実証を3年かけて実施しており、今年度がその実証研究の3年目となる。高等学校においては、そのような実証結果を踏まえて制度緩和の検討をしているところ。

(大橋部会長) 現在の夜間中学は、不登校等の様々な理由で十分な学習の機会を失った方が通うものであり、今後需要が増すものと思われるが、各都道府県に1校では少なすぎる。実際に、提案団体の鳥取県の地図と入学希望者の分布を確認しても、例え1校設置したとしても多くの者が通学困難である。まずは各都道府県に1校設置し、それ以上は順次検討、というのも政策の進め方として理解できるが、当事者からすると、その方の人生にとっては一定の適切な時期に学ぶことが大切であり、現在は学習の機会が喪失している状況である。実証研究を行っているということだが、コロナ禍でのオンライン授業等の経験を踏まえると、夜間中学でも十分適応可能であると考え。現在の夜間中学設置数により学ぶ機会が十分でない状況よりも、例えオンラインでも学ぶ機会が提供された方が、当事者からするとはるかに良い状況であると言える。デジタル技術を活用して学ぶ機会を提供できるのにもかかわらず、それを実施せずに、今後実証研究の結果を踏まえて検討するというスピード感は遅すぎる。また、この提案については多くの追加共同提案があり、全国的に問題意識があるというのは事実であるため、2次ヒアリングでは積極的な方向性や工夫を回答いただきたい。

(文部科学省) 確かに形式卒業者も含めると、20歳以上の生徒や外国籍の方も増えているという状況があるため、その入学希望者がどこにどう点在するか全く読めない中で教育の機会をどのように確保するかということと、

中学校の教育制度の根幹にかかわるような制度改正として対応するのか、もしくは個別の事情に対応する方法でどのようなことができるか再度整理し、2次ヒアリングに向けて検討したい。

(高橋構成員) 今までも遠隔授業に関する規定について文部科学省と何度も議論を重ねてきた。ただし、本提案についてはこれまでのものと性質が異なる。一般的な遠隔授業の議論では、生徒は通学できるものの、離島などで教員が配置できないということであった。しかし、本提案は、通学できない方に対してどのように教育の機会を提供するか、ということ。学習機会の均等という観点から、例えば、受信側への教員配置によるサポート体制の代替案として、教員業務支援員や塾講師を一定年数行っていた方を配置するなど、工夫できる余地があると思うが、どのように考えているか。

(文部科学省) 中学校教育は対面原則であり、対面によって学び取れるものもあると考える。中学校段階での長期的なオンライン教育というのは、これまでほとんど行っていなかったものであるため、どこまで制度改正できるものかということについて、実際にオンラインで配信している自主夜間中学の状況を踏まえ、慎重に検討する必要がある。この件は夜間中学だけではなく、夜間中学を含めた中学校の教育制度の全体に穴が開くような話になるため、しっかりと検討していかなければならないと考えている。なお、個別事情については、どのようなことができるのか、ということについて検討していきたい。

(大橋部会長) 必要があれば事務局に入ってもらい提案団体と協議することも可能であるため、実情を聞いたうえで、対面原則をどこまで緩めて展開していけるのかということについて検討いただき、2次ヒアリングで成果を回答いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)